

## 中小企業等の活力向上に関するワーキンググループの開催について

令和 2 年 12 月 9 日  
中堅企業・中小企業・小規模事業者の  
活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定  
令和 4 年 2 月 21 日  
一部改正

1. 中小企業・小規模事業者の活力向上に向けて、取引条件の改善、最低賃金引上げへの対応、生産性向上、長時間労働の是正、人手不足等、中小企業・小規模事業者が抱える諸課題の実態を把握し、対応策を検討するため、内閣官房副長官（参）の総覧の下に、中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省から構成員を追加することができる。

座長 内閣官房副長官補（内政担当）  
主査 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）  
中小企業庁長官  
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付）  
内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長  
公正取引委員会事務総局経済取引局長  
警察庁生活安全局長  
金融庁監督局長  
デジタル庁統括官（国民向けサービス担当）  
総務省大臣官房総括審議官  
総務省情報流通行政局長  
出入国在留管理庁次長  
国税庁次長  
文部科学省総合教育政策局長  
厚生労働省労働基準局長  
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）  
経済産業省経済産業政策局長  
経済産業省製造産業局長  
国土交通省総合政策局長  
環境省環境再生・資源循環局長

3. 前項に規定する者のほか、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を

依頼することができる。

4. ワーキンググループの庶務は、内閣官房の協力を得て、経済産業省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

#### 附 則

ワーキンググループの開催に伴い、下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループの開催について（平成29年9月1日中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定）、中小企業・小規模事業者の最低賃金引上げカワーキンググループの開催について（平成29年9月1日中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定）及び中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループの開催について（平成29年9月1日中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた関係省庁連絡会議決定）は廃止し、これらのワーキンググループで決定した事項及び検討した事項等については、ワーキンググループに引き継がれるものとする。